

日介支専協第 2-0404 号

令和 3 年 3 月 22 日

一般社団法人  
日本介護支援専門員協会  
都道府県支部長 殿

一般社団法人  
日本介護支援専門員協会  
会 長 柴 口 里 則  
[公 印 省 略]

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の終了ならびに  
基本的対処方針の変更について  
(ご連絡)

拝啓 平素より当協会の活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚労省より、新型コロナウイルス感染症対策について、3月18日付で緊急事態措置を実施すべき期間とされている3月21日をもって緊急事態が終了する旨の公示が発出されるとともに、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されたとの情報提供がありましたので資料を添付し、ご連絡申し上げます。

基本的対処方針では、国及び自治体において、「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」(参考1)を踏まえ、「社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくこととする」とされています。

貴支部におかれましては、地域支部および会員の皆様への周知をよろしくお願いいたします。

敬具

一般社団法人日本介護支援専門員協会  
事務局 木村能子 担当：佐藤里美  
東京都千代田区神田小川町1丁目11番地 金子ビル2階  
TEL:03-3518-0777 FAX:03-3518-0778  
E-mail soumuka@jcma.or.jp